

令和5年2月28日

株式会社東京証券取引所 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について」
についてのCGネットの意見

2023年1月30日に公表された「上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークは、以下のとおり意見を述べる。

上場維持基準に関する経過措置の取扱い（以下「本経過措置の取扱い」という。）は、2022年4月に運営が開始された市場区分の再編（「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」）について、「当分の間」として緩和されていた上場維持基準の終了時期を定めるものであり、その方向性は支持することができる。

以下、補足する。

- プライム市場は、「多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場」と定義されている。そのため、当該定義に適合した上場会社だけが上場できる市場であることが大原則であり、それが日本の市場全体のレピュテーションを支えることになる。したがって、激変緩和を理由とした経過措置であっても、これを長期に亘って認めるべきではない。
- 経過措置の終了時期を、2025年3月1日以後に到来する上場維持基準に関する基準日とする点は、一定のスピード感を確保しつつ、基準への適合に前向きに取り組んでいる企業の計画を相当数カバーすることができるという観点から、妥当なものと考ええる。
- 市場区分の再選択について、旧市場第一部からプライム市場に移行したものの、改正規則の施行日から半年以内（2023年9月29日まで）にスタンダード市場への変更を望む上場会社について、市場区分の変更審査の適合を要しないこととするのは、各上場会社がそれぞれ適した市場に上場することを促すためには、やむを得ない措置と考ええる。
- 市場区分の再編の目的である、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

を支えるための取組みは、国内外の投資家から支持を得るために極めて重要であり、今後、さらに実効性を伴う対応が望まれる。

本上場維持基準が確定した暁には、東京証券取引所が、こうした変更に踏み切る趣旨、背景等をわかりやすい形で、上場会社を含む資本市場参加者に周知することが求められる。同時に、1月30日に公表された「中長期的な企業価値向上に向けた取組の動機付け」の4点（資本コストや株価への意識改革・リテラシー向上、コーポレート・ガバナンスの質の向上、英文開示の更なる拡充、投資者との対話の実効性向上）についても、上場会社との対話を含めた建設的な取組みがなされるとともに、その実効性を確保するための具体的な取組みがなされるべきである。

以上